# 10月分から子ども手当が変わります

**子ども手当の対象となる全ての人は新たに申請が必要です**

子ども手当は、新しい法律（「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」）に10月から変わりました。（主な変更内容は下のとおりです）

法律が変わったことに伴い、今まで子ども手当を受け取っていた人も含め、対象（中学校修了前）の子どもを養育している全ての人は、新たに申請が必要です。（公務員の人は勤務先へ申請してください）

平成23年9月末時点で、子ども手当を受給している人には、10月中に申請用紙を送付します。申請書が届かなかった人で、10月以降新たに該当すると思われる人はお問い合わせください。

単身赴任などの理由で子どもと別居している人、下の②④⑤に該当する人は、必要に応じて提出していただく書類があります。

詳しい手続き方法は、同保険年金課にお問い合わせください。

**問い合わせ先** 同保険年金課☎30-6136番、FAX22-1398番

| 9月分（10月分支給分）まで | | 10月分から |
|---|---|---|
| **①支給額** | | |
| ●中学校修了までの子ども1人あたり、月額13、000円 | ▶ | ●3歳未満の子ども1人あたり、月額15、000円<br>●3歳以上小学校修了までの子ども1人あたり、第1・2子は月額10、000円 第3子以降は月額15、000円<br>●中学生の子ども1人あたり、月額10、000円<br>※10月分～平成24年1月分の手当は平成24年2月に、平成24年2～3月分の手当は平成24年6月にそれぞれ支給。 |
| **②子どもの居住地に対して国内居住要件の創設** | | |
| ●子どもが国外に居住していても一定の要件を満たせば、日本にいる受給者（親）に子ども手当を支給。 | ▶ | ●国内に居住している子どもにのみ、手当を支給。<br>※留学中などの場合は、一定の要件を満たせば支給。 |
| **③子どもが施設に入っている場合** | | |
| ●【養育する人がいない】 手当は支給されない。<br>●【親が養育している】 手当は親に支給。 | ▶ | ●施設に入所している子どもに対する手当は、全て施設設置者に支給。<br>※たとえ子どもの面倒をみていても、別居している親には支給されない。（ただし、申請が必要） |
| **④子どもとの同居優先** | | |
| ●両親のうち、生計維持の度合いが高い親（所得の高い親、税や保険の扶養にとっている親）に手当を支給。<br>※離婚協議中などの理由で別居している場合でも、生計維持の度合いが高い親が父親であれば、子どもが母親と同居していても、別居している父親に子ども手当を支給。 | ▶ | ●子どもと同居している親に支給。<br>※単身赴任での別居を除いて、離婚協議中などの理由から両親が別居している場合、子どもと同居している親に手当を支給。 |
| **⑤子どもが国内に居住しているが、両親が国外にいる場合** | | |
| ●子ども手当は支給されない。 | ▶ | ●未成年後見人や父母指定者に対しても、父母と同様の要件で子ども手当を支給。 |



# 10月から障害者自立支援法の一部が変わります

10月から変更する制度の紹介を下にします。

**問い合わせ先** 同障害福祉課☎27-9981番、FAX26-1767番

**傍聴をお待ちしています**
**彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会**

**①彦根市障害者福祉推進会議**
彦根市障害者計画「ひこね障害者まちづくりプラン」の策定と進行状況などについて審議します。

**②彦根市障害者福祉推進会議専門委員会**
彦根市障害福祉計画の策定と進行状況などについて審議します。

**①・②いずれも**
▼**頻度** 平成23年度は年3回程度、平成24・25年度は年1回程度
▼**傍聴方法等** 事前申込は不要です。会議の開催日時にお越しください。会場で受付簿に氏名、住所、年齢を記載していただきます。※傍聴席は10席程度。入場は先着順。
▼**注意点** 議事などに対し、拍手などで賛否などを表明しないでください。写真、ビデオなどの撮影や録音などをしないでください。
▼**開催予定** ①11月2日㈬ 午後1時30分～②11月2日㈬ 午後3時30分～、場所は①・②いずれも彦根市障害者福祉センター（平田町） ※次回以降の予定は、彦根市ホームページをご覧になるか、同障害福祉課にお問い合わせください。

| | 9月まで | | 10月から |
|---|---|---|---|
| **①視覚障害者（児）外出介護が、「同行援護」（自立支援給付）として実施** | | | |
| サービス | ●社会生活に必要な移動や外出ができるよう、屋外での移動が困難な障害のある人に、外出の際の支援を行う。 | ▶ | ●視覚障害により、移動に著しい困難のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供を行い、移動を援護するため、次のサービスを行う。<br>①移動の際、外出先で必要な目で見た情報を伝える支援。（代筆や代読を含む）<br>②移動の際、外出先で必要な移動の援助。<br>③排泄や食事などの介護、その他外出の際に必要な援助。<br>◆経過措置<br>原則として同行援護を優先してご利用いただきますが、グループ支援利用の場合や事業所の体制などの事情により、当分の間、「移動支援」を併用していただくこともあります。1か月当たりの利用上限時間数は、身体介護を伴わない場合は50時間、身体介護を伴う場合は30時間。「移動支援」と併用して同行援護を利用する場合は、両方合わせて50時間が利用上限時間。 |
| 対象 | ●身体障害者手帳の視覚障害が1級または2級の人 | ▶ | ●身体介護を伴わない場合<br>「視力障害」「視野障害」「夜盲（やもう）」の区分のいずれかで、日常生活に一定程度以上の支障があり、かつ「移動障害」の区分で盲人安全杖か盲導犬の使用による単独歩行が困難な人<br>●身体介護を伴う場合<br>上の「身体介護を伴わない場合」の条件に該当し、かつ次の両方に当てはまる人<br>①障害程度区分が「2」以上<br>②「つかまらずに歩行できる」「移乗できる」「移動できる」「排尿ができる」「排便ができる」の全てに当てはまらない人 |
| **②グループホーム・ケアホームの補足給付を支給** | | | |
| サービス | （なし） | ▶ | ●障害者自立支援法指定のグループホーム・ケアホーム利用の低所得者の家賃（実費負担）を軽減するために、補足給付（特定障害者特別給付費）が、月額10、000円を限度に（家賃額が10、000円を下回る場合は、当該家賃額）支給。 |
| 対象 | （なし） | ▶ | ●次の両方に当てはまる人<br>①障害者自立支援法指定のグループホームかケアホームに居住している人<br>②生活保護世帯か市町村民税非課税世帯の人 |